

## 東浦町次世代自動車購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内において次世代自動車の普及を促進することにより、地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの削減を積極的に支援し、及び災害時における在宅避難の対応力の向上を図るため、次世代自動車を購入する者に対し交付する東浦町次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第 5 号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 次世代自動車 燃料電池自動車、電気自動車（総排気量が 0.05 リットル以下のもの及び定格出力が 0.6 キロワット以下のものを除く。）又はプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 新車登録 自家用車として購入した次世代自動車について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 8 条の規定による新規登録及び法第 60 条の規定による自動車検査証の交付を受けることをいう。
- (3) 車両本体価格 付属品、特別仕様、保険、登録等の車両以外に係る費用並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除いた車両の価格（車両の価格に値引きがある場合は、当該値引き後の価格）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和 2 年 9 月 1 日以後に新車登録をした者（国外で運行の用に供された次世代自動車を国内に輸入したことにより新車登録した者を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人であること。
- (2) 次のいずれかに該当している者であること
  - ア 新車登録の日から起算して 1 年以上前から引き続き町内に住所を有している（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されていることをいう。以下同じ。）こと。
  - イ 国外から転入した者にあっては、国外へ住所を移す直前に町内に住所を有し、当該住所に転入した日から通算して 1 年以上町内に住所を有し、及び国外から町内に転入してから引き続き町内に住所を有していること。
- (3) 次世代自動車の自動車検査証の使用者として記載されている者であること。
- (4) 町税の滞納がない者であること。
- (5) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

### (補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、購入した次世代自動車の車両本体価格とし、補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以内において予算の範囲内で町長が定める額とする。

- (1) 燃料電池自動車 1台につき 30万円
- (2) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 1台につき 5万円

2 申請は、同一の年度内において1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新車登録の日の属する年度の3月31日（当該新車登録の日が3月1日から同月31日までの場合にあっては、その翌年度の4月30日）までに東浦町次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 購入した次世代自動車の自動車検査証の写し
- (2) 次世代自動車の車両本体価格が確認できる書類
- (3) 申請日前1月以内に発行された住民票の写し
- (4) 第3条第2号イに該当する場合は、戸籍の附票の写し
- (5) 申請日前1月以内に発行された町税を滞納していないことが確認できる書類の写し
- (6) 誓約書（様式第2）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町税等確認同意書（様式第3。以下「同意書」という。）がある場合は、前項第3号及び第5号の添付は要しない。

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の申請があったときは速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（様式第4）を、適当でないと認めたときは東浦町次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書（様式第5）を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 前条第1項の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、東浦町次世代自動車購入費補助金交付請求書（様式第6）を町長に提出し、町長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(取得財産の処分)

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定に係る次世代自動車（以下「取得財産」という。）に係る新車登録の日から起算して4年以内に当該取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書（様式第7）を提出するものとする。

2 交付決定者は、前項の届出をしたときは、取得財産の処分をしたことにより生じた利益の額と、次の各号に掲げる取得財産に係る新車登録の日から処分の日における経過年数に応じ、当該各号に定める額の合計額について、交付を受けた補助金額の範囲内でその全部又は一部を町に返還するものとする。

- (1) 1年未満 補助額全額
  - (2) 1年以上2年未満 補助額に4分の3を乗じて得た額
  - (3) 2年以上3年未満 補助額に2分の1を乗じて得た額
  - (4) 3年以上4年未満 補助額に4分の1を乗じて得た額
- (交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、交付決定を取り消し、東浦町次世代自動車購入費補助金取消通知書(様式第8)により、交付決定者に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金額の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内又は当該請求の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに補助金を返還するものとする。

(調査)

第11条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

2 交付決定者は、町長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第11条までの規定については、なお効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。ただし、第5条及び様式第6の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第5条関係）

東浦町次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年　月　日

東浦町長

(申請者)

郵便番号

住　所

フリガナ

氏　名

電話番号

次のとおり東浦町次世代自動車購入費補助金の交付を申請します。

車両区分	燃料電池自動車 電気自動車 プラグインハイブリッド自動車
登録年月日	年　月　日
自動車登録番号 又は車両番号	
車両本体価格（税抜） (補助対象経費)	円
補助金交付申請額	円

【添付書類】

- 次世代自動車の自動車検査証の写し
- 購入した次世代自動車の車両本体価格が確認できるもの（車両販売店等発行・車両番号等・購入者名）
- 同意書（様式第3）又は申請書提出日以前1か月以内に発行された住民票の写し及び1か月以内に発行された町税を滞納していないことを証明する書類 ※複写不可
- 直近1年内に海外から転入した人は、戸籍の附票の写し（海外渡航前の転出入履歴が記載されたもの）
- 誓約書（様式第2）

様式第2（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

東浦町長

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

この度、東浦町次世代自動車購入費補助金を申請するにあたり、対象となる次世代自動車について、新車登録の日から引き続き4年間自ら使用し、当該期間内に次世代自動車を処分した場合は、東浦町次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定に従い、補助金を返還することを誓約します。

様式第3（第5条関係）

町税納付状況等確認同意書

年　月　日

東浦町長

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

東浦町次世代自動車購入費補助金の交付に係る審査のため、町担当者が私の町税の納付及び住民登録の状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書(未納がない証明書)及び住民票の添付が必要となります。（各手数料必要）

処理欄（申請者は以下記入不要）

年　月　日

課長

課長

東浦町次世代自動車購入費補助金の交付に必要なため、上記申請者について、東浦町に納付すべき町税の納付状況を照会します。

【 課職員確認欄】※記入に当たっては未納があるもののみ未納が「ある」に○を記入し、それ以外のもの（転入者、未申告者等の課税がないものを含む）は「ない」に○を記入してください。

上記の申請者については、町税の未納が  ある  ないことを確認した。

年　月　日 確認者 \_\_\_\_\_

年　月　日

課長

課長

東浦町次世代自動車購入費補助金の交付に必要なため、住民登録の登録状況を照会します。

【 課職員確認欄】

上記の申請者については、継続して住民登録が1年以上  ある  ないことを確認した。

(基準日) \_\_\_\_\_ 年　月　日 ～ 現 在 \_\_\_\_\_

年　月　日 確認者 \_\_\_\_\_

様式第4（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

東浦町次世代自動車購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました東浦町次世代自動車購入費補助金については、次のとおり決定しましたので、東浦町次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定に基づき、通知します。

自動車登録番号 又は車両番号		
交付決定金額	金 , 円	
注意	<p>(1) 交付申請を取り下げる場合は、速やかに町長に届け出ください。</p> <p>(2) 補助事業の適正な実施のため、必要な範囲において町長が調査をすることがあります。また、地方自治法第199条第7項の規定により、町の監査委員が補助事業等に係る出納その他について監査することがあります。</p> <p>(3) 対象車両を新車登録の日から4年以内に処分するときは、あらかじめ財産処分届出書（様式第7）を提出してください。</p> <p>なお、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。</p>	

様式第5（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

東浦町次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました東浦町次世代自動車購入費補助金については、次の理由で不交付としましたので、東浦町次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定に基づき、通知します。

自動車登録番号 又は車両番号	
不交付の理由	

様式第6（第7条関係）

東浦町次世代自動車購入費補助金交付請求書

年　月　日

東浦町長

(申請者)

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

東浦町次世代自動車購入費補助金の交付を請求します。

請 求 金 額	円
交付決定年月日及び文書番号	年　月　日　第　　号
車両区分	燃料電池自動車 電気自動車 プラグインハイブリッド自動車

受取人	振込先には次の口座を指定します。（本人名義口座）							
	金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 店 農業協同組合						
	預金種別	1 普通 2 当座 3 賢蓄	口座番号					
	(フリガナ)							
	口座名義人							

様式第7 (第8条関係)

財産処分届出書

年　月　日

東浦町長

(申請者) 郵便番号

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

東浦町次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり財産を処分したことを届け出ます。

1 交付年度 年度 \_\_\_\_\_

2 交付決定番号 \_\_\_\_\_

3 対象自動車 \_\_\_\_\_

4 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売 却	譲 渡	交 換	廃 棄	その他
-----	-----	-----	-----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

[ ]

5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 処分の理由

7 処分による収益の額

様式第8（第9条関係）

第                  号  
年      月      日

様

東浦町長

東浦町次世代自動車購入費補助金取消通知書

年      月      日付けでした東浦町次世代自動車購入費補助金交付決定については、下記の理由により取り消しましたので、東浦町次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定に基づき、通知します。

記

自動車登録番号 又は車両番号	
取消しの理由	